

## 図書館の団体貸出しにおける事務連絡に係るメール誤送信について

中央図書館情報資料課では、図書館の団体貸出制度において、利用団体への年度末の事務手続きの連絡の際、他の利用団体のメールアドレスが確認できる状態で誤送信した、メールアドレス漏えい事案が発生しましたので、お知らせします。

### 1 発生日時

令和4年3月13日（日） 18：16頃

### 2 判明経緯等

3月14日（月） 9：00頃

誤送信メールを受信した1団体から連絡があり、送信情報を確認し事態が判明。担当者が翌日に連絡のあった団体へ電話で謝罪・説明、各団体へメールで謝罪したが、その際、管理職へ報告しなかった。

4月8日（金） 17：00頃

団体貸出利用団体のうち誤送信を受信した複数の団体により構成されている組織より図書館宛に再発防止の要望書の提出があり、管理職が事案を把握した。

### 3 誤記載した情報及び件数

団体貸出利用団体28団体分のメールアドレス28件

### 4 原因

事務手続きの連絡を図書館システムの端末からメールで送信した際、BCC欄に受信者のメールアドレスを入力すべきところ、CC欄に入力して送信したことによる。なお、添付した書類等には個人情報は一切含まれていません。

### 5 対応状況

- (1) 事態の発生直後、担当者が誤送信した全ての利用団体へ謝罪のメールを送信した。
- (2) 所属長より指摘のあった団体及び改善要望のあった組織に対してお詫びした。
- (3) 所属長より受信した団体に対しお詫びと誤送信メールの削除を依頼した。

### 6 再発防止策

- (1) 庁外宛メールは図書館システムからの送信ではなく、庁外宛メールが自動的にBCC化されるCHAINS（千葉市行政情報ネットワークシステム）端末から送信する。
- (2) 複数の方にメール送信する時には2人以上の職員による確認を徹底する。
- (3) メール送信手順のチェックシートの活用及び職員研修を実施する。
- (4) 担当職員と管理職間の報告・連絡体制を再度確認し構築する

#### <参考> 図書館の団体貸出制度

本市に所在地のある地域・家庭文庫や、学校等の施設団体を対象に、専用資料の貸出を行うサービスです。